

議第30号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井 孝治

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(保険料の賦課額)

第10条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の2第1号イ中「及び」を「、」に改め、「「介護納付金」という。」の右に「及び子ども・子育て支援法の規定による納付金（以下「子

ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「及び」を「、」に、「並びに介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同号ウ中「。エにおいて同じ」を削る。

第11条ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第14条第1項第1号、第14条の7第1項第1号及び第15条第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「令」に改め、同条の次に次の7条を加える。
(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条の2、第17条の4、第17条の5及び第17条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第17条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付

金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額
(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、同一世帯に属する被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合計額に、同一世帯に属する18歳以上被保険者(令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)について算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。ただし、子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の4 前条の所得割額は、同一世帯に属する被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の8の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の5 第15条の3の被保険者均等割額は、同一世帯に属する被保険者数に第15条の8の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定)

第15条の6 第15条の3の18歳以上被保険者均等割額は、同一世帯に属する18歳以上被保険者数に第15条の8の18歳以上被保険者均等割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の7 第15条の3の世帯別平等割額は、次条の世帯別平等割の保険料率に相当する額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の8 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額保険料率算定基礎額（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の2第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額をいう。以下同じ。）の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2の規定による方法により補正された金額）の総額の見込額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額保険料率算定基礎額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の2第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の初日における18歳以上被保険者の見込数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額保険料率算定基礎額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
 - イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項の規定により保険料率を計算する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

第17条第3項中「国民健康保険法施行令」を「令」に、「及び第14条の3」を「、第14条の3及び第15条の3」に、「又は第14条の9」を「、第14条の9又は第15条の3」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「305,000円」を「310,000円」に改め、「被保険者均等割額」の右に「、18歳以上被保険者均等割額」を加え、同条第2項中「560,000円」を「570,000円」に改め、「被保険者均等割額」の右に「、18歳以上被保険者均等割額」を加える。

第17条の4第1項及び第2項第1号中「及び後期高齢者支援金等賦課額」を「、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第17条の5第1項各号列記以外の部分中「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号」を「令第29条の7第6項第8号」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に改め、同条第3項後段及び第4項後段中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第8項前段中「第5項及び第6項」を、「第6項及び第7項」に改め、同項後段中「第5項各号列記以外の部分」を「第6項各号列記以外の部分」に、「660,000円」を「670,000円」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項後段中「第5項各号列記以外の部分」を「第6項各号列記以外の部分」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額に

について準用する。この場合において、第1項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条本文」とあるのは「第15条の3本文」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、同項第1号中「第14条第1項第1号」とあるのは「第15条の8第1項第1号」と、同項第2号中「第14条第1項第2号の被保険者均等割」とあるのは「第15条の8第1項第2号の被保険者均等割及び同項第3号の18歳以上被保険者均等割のそれぞれ」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第15条の8第2項」と読み替えるものとする。

第17条の5に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条本文」とあるのは「第15条の3本文」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、同項第1号中「第14条第1項第1号」とあるのは「第15条の8第1項第1号」と、同項第2号中「第14条第1項第2号の被保険者均等割」とあるのは「第15条の8第1項第2号の被保険者均等割及び同項第3号の18歳以上被保険者均等割のそれぞれ」と、第7項中「第14条第2項」とあるのは「第15条の8第2項」と読み替えるものとする。

第17条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第17条の6 当該年度において世帯に18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の8の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第17条の2、第17条の4、前条第5項において準用する同条第1項若しくは第2項又は同条第

10項において準用する同条第6項若しくは第7項の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額)から、当該保険料率に相当する額を控除した額とする。

附則第3項後段中「第17条の5第5項」を「第17条の5第6項」に、「同条第7項及び第8項」を「同条第8項から第10項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の一部改正等に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の賦課に関する基準を定める等の必要があるので提案する。